

令和 8 年 9 月 2 4 日

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開 会

2 報 告

報告第 9 号 教育委員会 8 月定例会の会議録について

3 その他

- (1) 令和 8 年第 3 回市議会定例会について
- (2) 令和 9 年度日立市立認定こども園（1 号認定）の園児募集について

4 次回の教育委員会の日程について

令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木） 午後 1 時 3 0 分から
日立市役所 3 0 4 ・ 3 0 5 号会議室

5 閉 会

教育委員会 8 月定例会の会議録について

教育委員会 8 月定例会の会議録について、別紙のとおり報告するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会

教 育 長 折 笠 修 平

教育委員会会議録（８月定例会）

日 時

令和８年８月２７日（木）
午後２時３０分から午後３時３分まで

場 所

日立市役所 ３０４・３０５号会議室

出席委員

教育長	折笠 修平
教育長職務代理者	小野 智久
委 員	朝日 華子
委 員	額賀 隆

欠席委員

委 員	上村 由美
-----	-------

委員以外の出席者

教育部長	作山 直弘
次長	大内 弓子
次長（施設担当）	鈴木 清志
理事	窪田 康德
総務課長	西 勇人
学校施設課長	富岡 道雄
学務課長	正木 啓道
学校再編課長	酒地 康彦
生涯学習課長	澤井 博
スポーツ振興課長	市原 慎也
スポーツ振興課課長	下田 恭子
指導課長	青木 房子
記念図書館長	野口 要一
郷土博物館長	園原 淳
北部学校給食共同調理場長	小林 健児
教育研究所長	久保田将彦
総務課課長補佐（兼）庶務係長	塙 智光
総務課課長補佐（兼）計画財務係長	西野 晃平
総務課主幹	丸山奈々子
総務課主事	上遠野 宰

議 事

報 告

報告第 8 号 教育委員会 7 月定例会の会議録について

議 案

議案第 3 3 号 令和 8 年度教育委員会 9 月補正予算の提案について

議案第 3 4 号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の作成について

議案第 3 5 号 南高野調理場ボイラー設備改修工事の請負契約の締結について

その他

- (1) 第 6 9 回桐生市臨海子ども会及び第 5 4 回桐生市・日立市子ども会リーダー交歓研修会の実施結果について
- (2) 日立市二十歳の祝いの実施について

会 議 の 概 要

1 開 会

教 育 長

ただ今から、教育委員会 8 月定例会を開会します。

本日は、傍聴希望者が 1 名おります。
傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員

結構です。

2 報 告

報 告 第 8 号

教育委員会 7 月定例会の会議録について

教 育 長

まず、報告第 8 号について、御意見等はございませんか。

全 委 員

特にありません。

教 育 長

それでは、本件については、承認されました。

3 議 案

議 案 第 3 3 号

令和 8 年度教育委員会 9 月補正予算の提案について

教 育 長

続いて、議事に移ります。
議案第 3 3 号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長

1 番、歳入歳出予算です。

歳入については、6, 3 5 4 万 9 千円を増額し、補正後の額を
2 0 億 8, 9 0 5 万 6 千円とするものです。

歳出については、9, 3 1 7 万 7 千円を増額し、補正後の額を
7 8 億 8 8 6 万 5 千円とするものです。

次に、9 月補正予算の内訳です。

1 番、歳入歳出予算について、始めに総務費です。

N o. 1、諸費、国・県支出金返還金、1, 2 1 6 万 6 千円は、
昨年度における子ども・子育て支援交付金の放課後児童クラブ分について、金額の確定に伴う精算の結果、所定の額よりも多く交付されておりましたので、これを返還するための費用です。

続いて、民生費、N o. 2、児童福祉総務費、児童クラブ運営経費、7 6 3 万 9 千円は、人件費や物件費の高騰を背景として、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱が一部改正され、補助基準額が増額となりました。

このことを受けて、民間児童クラブへの運営費の補助を増額する

もので、No. 3、No. 4の関連歳入のとおり、国庫支出金、県支出金、ともに3分の1の増額を併せて計上するものです。

続いて、教育費、No. 5、高等教育振興費、奨学金貸付基金繰出金と、No. 6、関連歳入、寄附金の10万円は、奨学金の貸付けに活用してほしいと寄せられた寄附金を、基金に積み立てるものです。

No. 7、小学校管理費、施設整備事業費、6,327万2千円は、宮田小学校の老朽化していた屋上防水シートが、本年6月の台風6号による強風のために剥がれ、図書室などで雨漏りが発生していることから、改修工事を行うものです。

併せて、その財源として、No. 8、関連歳入、市債、小学校施設整備事業債、5,690万円を計上します。

No. 9、歳入、県支出金、854万3千円の減額は、放課後子ども教室推進事業費補助について、市町村から県に対する申請が当初の見込みを上回り、予算の範囲で対応することとされ、本市を含む各市町村への配分額が一律に減額となったものです。

No. 10、保健体育総務費、社会体育推進事業費とNo. 11、関連歳入、寄附金の1千万円は、池の川さくらスタジアムのリニューアルオープンに合わせて寄せられた寄附金を、スポーツ振興基金に積み立てるものです。

次に、2番、地方債補正（変更）です。

No. 1は、宮田小学校屋上防水改修工事を実施する、小学校施設整備事業費の財源とするため、計上するものです。

委員 No. 2、民生費、児童クラブ運営経費について、このように民間児童クラブ運営費の補助が増額になったことは、児童クラブにとってありがたいことだと思います。
今後におきましても、できる限りの支援をお願いしたいです。

教育長 それでは、議案第33号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第33号については、原案可決と決しました。

議案第34号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の作成について

教育長 次に、議案第34号について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長 法の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執

行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものです。

本日は点検評価委員による外部評価について御説明いたします。

なお、外部評価の意見を頂くに当たっては、点検評価委員に内部評価の内容を説明し、また、教育長と意見交換を行っていただきました。

学校教育の施策の柱Ⅰ、「確かな学力の向上と活用する力の育成」です。

計画訪問や要請訪問により、具体的な指導・助言ができたことを評価いただき、また、ICT端末の活用やAIの使用に関する意見がございました。

施策の柱Ⅱ、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」です。

自己肯定感や自己有用感を育む取組の成果を高く評価いただくとともに、質の高い郷土学習や、郷土への関心や理解を深める取組の推進、将来について考える時間の充実を求める意見がございました。

施策の柱Ⅲ、「子ども一人一人に寄り添う教育の推進」です。

不登校児童生徒への支援や、学校生活への満足度が全国平均を上回ったことを評価いただきました。一方で、学校生活に満足していない児童生徒まで、誰一人取り残さない取組や、インターネット上でのいじめなどに関する意見がございました。

施策の柱Ⅳ、「変化の激しい社会を生き抜く能力の育成」です。

デジタル教科書は今後の学びの質の向上につながると期待が示され、一方で、外国語指導助手や日立理科クラブを始め、人材の確保・育成への積極的な取組を求める意見もございました。

施策の柱Ⅴ、「教育環境の充実と地域と連携した魅力ある学校づくり」です。

1人1台端末の更新により、最適で協働的な学びの環境が整ったことが評価されました。また、学校再編については、3年程度を目安に検証を行うという姿勢を評価いただくとともに、学校と地域が連携・協働できる仕組みづくりに関する意見がございました。

施策の柱Ⅵ、「すべての子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくり」です。

子どもたちの放課後の活動機会や居場所について、更なる充実や、保護者のニーズへの対応を求める意見がございました。また、児童クラブの待機児童ゼロが続いている点を高く評価いただきました。

次に、生涯学習です。

施策の柱Ⅰ、「きっかけを見つける」です。

市民カレッジを受講しやすくするための工夫を評価いただき、また、職業探検少年団については、卒業生がボランティアなどの担い手として活躍できる仕組みづくりの提案を頂きました。

施策の柱Ⅱ、「人生１００年時代を豊かに生きる」です。

長者山遺跡などの文化財に小・中学生が継続的に関わる機会を設けることについて、生涯学習の視点からも期待するという意見がございました。子どもたちの読書活動の推進に向けた、電子書籍サービスの積極的な拡大の提案もございました。

施策の柱Ⅲ、「支え合い共に生きる社会を創る」です。

子どもが本に親しむ機会を提供したことを評価いただくとともに、子どもたちの意欲を活動につなげる機会の提供に関する意見や、ひたち生き生き百年塾の多世代を対象とした事業の充実を求める意見がございました。

次に、スポーツです。

施策の柱Ⅰ、「市民の誰もが生涯にわたって楽しめるスポーツの推進」です。

市民のスポーツへの関心を高める取組を評価いただくとともに、生涯スポーツとしてのニュースポーツの普及や学校の再編後の施設開放について、意見を頂きました。

施策の柱Ⅱ、「競技スポーツとスポーツを支える団体の育成・支援」です。

地域におけるスポーツ活動の推進を図るため、また、部活動の地域展開を見据えて、指導者を継続的に育成することについて、要望がございました。

さらに、スポーツ少年団の持続可能な活動、子どもたちがスポーツに興味を持つ取組に関する意見がございました。

施策の柱Ⅲ、「スポーツを通じた地域の活性化」です。

情報発信に関する意見のほか、スポーツツーリズムによる交流人口の増加、交流機会の提供に関する意見、シーサイドマラソンを始めとするスポーツイベントによる地域活性化に関する意見を頂きました。

施策の柱Ⅳ、「スポーツ施設の多様な整備」です。

市民運動公園野球場の再整備が高く評価され、今後の活用への期待が示されました。一方で、老朽化が進む施設の整備、トイレなどの設備の更新の必要性を指摘する意見もございました。

続きまして、報告書全体に対する意見です。

始めに、星委員です。

学校教育については、自己肯定感や地域貢献意欲が高い児童生徒の割合の実績値を高く評価いただきました。その一方で、学校生活への満足度向上のための取組が必要であるとされております。また、部活動の地域展開の取組や、郷土博物館の魅力づくりなどに関して意見をいただきました。

次に、小野瀬委員です。

ＩＣＴの活用は今後不可欠であるとされ、学習特性や個々のニーズに応じた環境整備と支援体制の充実を求めています。また、

生涯学習については、子どもたちの体験活動や体力向上につながる取組の更なる充実、職業探検少年団の継続・発展と人材育成などについて意見をいただきました。

さらに、子どもたちのスポーツ活動の機会の確保について要望がございました。

最後に、和田委員です。

子どもたちが安心して学び、夢や希望を持つことができる環境を高く評価いただきました。また、学んでいることと将来や社会とのつながりを実感できる取組、教育相談体制の充実や家庭との情報共有の仕組みづくりの重要性について、意見を頂きました。

さらに、プロスポーツと連携した取組について、大変意義があり、子どもたちの成長や地域のにぎわいにつながることを期待すると意見がございました。

今回、点検評価委員から頂いた意見を生かし、引き続き、教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

委 員 学校教育の施策の柱Ⅰ、「確かな学力の向上と活用する力の育成」について質問です。

国語力、数学力について、N I E実践校であったり、図書室の利用の多い学校などで、生徒の学力に相関関係があるかどうかを教えてくださいたいです。

相関関係があれば、より一層推進しても良いのではないかと思います。

A I や I C T に対応するための文章力、論理力、質問力、情報分析力、問題解決力などには、国語力や数学力も必要になってくると思います。

指 導 課 長 始めに、N I E実践校について御説明いたします。

昨年度までの2年間の指定を受けた実践校におきまして、国語、数学の平均正答率は、全国平均を上回っている傾向がございました。

2年ごとに指定校が変わりますので、相関関係があると言い切れるほどのデータは揃っておりませんが、日本新聞協会等による教育効果検証結果では、国語の読解力や記述式問題への耐性において、相関性が高まるとされております。

また、数学においても、新聞に掲載される統計、グラフ、表などの数学的なデータ活用力や、思考力、判断力につながるとされております。

図書室の利用と国語力、数学力の相関につきましては、相関があると言い切れるほどの資料はありませんが、その傾向は見受けられております。

なお、文部科学省の学校読書調査や全国学力学習状況調査の質問調査の分析では、読書量との学力の間には深い関係があると言われ

ております。

本に親しんでいる子ほど、国語だけでなく、数学においても正答率が高いというデータが出ております。

日々の教育活動の中で、N I E教育と図書室の活用が双方向で行われている環境は、子どもの学力を底上げするための要素と言えると思います。

委員長 学校教育の施策の柱Ⅱ、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」に記載の未来パスポートについて、どのような活用例があり、どのように有効性があるのかを教えてください。

指導課長 未来パスポートにつきましては、自分にはよいところがあるという自己肯定感、自分は必要とされているという自己有用感の醸成を狙っています。

児童生徒が、自分のよさや、夢、頑張りを記録し、振り返る仕組みになっております。

また、そこに教員や保護者が肯定的なコメントを添えることで、自己認識を深めて、将来の夢や希望を育てることを目的としております。

義務教育9年間を通じて継続的に使う記録ノートとなっております。

また、記録したノートは、高校に送付されている状況でございます。

成長の足跡を自分で実感できるように設計しているものとなります。

委員長 学校教育の施策の柱Ⅴ、「教育環境の充実と地域と連携した魅力ある学校づくり」の相互理解が深まった学校の割合が100%となっており、とても素晴らしい結果だと思いますが、ここからがスタートなのではないかとも思っております。

また、不登校の子どもたちは増えておりますので、地域の協力が大事になってくると思います。

是非、そういった部分の取組を展開していただきたいと思います。

教育長 先日の会議で、生涯学習の中で不登校対策としてできることは何かということで、実践例の紹介がありました。

生涯学習の分野からも、地域の協力支援を取り入れながら、不登校問題にどう対応していくかということも、今後考えていかなければならないと思っております。

学校教育だけではなく、生涯学習の分野でも、地域の力をどのようにして借りていくかを考えなければならないと思っているところ

ろです。

委員 各事業について、丁寧に点検評価がされていることが分かりました。

今後、この評価をどのように生かしていくかというのが非常に重要だと考えています。

特に、学校現場の負担にも配慮しながら、効果の高い取組については、さらに充実をしていただき、課題のある取組については、見直しを進めていただきたいと思います。

総務課長 点検評価の目的は、現状を的確に把握し、その結果を今後の教育行政の推進に生かしていくことでございます。

そのため、報告書の作成がゴールではなく、効果が高かった取組については、今後、その成果をさらに伸ばせるよう充実を図り、一方で、課題が見つかった取組については、改善に向けて、見直しを進める必要があると考えております。

その中で、学校現場におきましては、子どもたちと、より深く向き合うことができるよう、特に教職員の負担にも配慮してまいりたいと思っております。

今回、いただきました御意見を真摯に受け止め、PDCAサイクルを効果的に運用しながら、日立市の教育全体の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

教育長 それでは、議案第34号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第34号については、原案可決と決しました。

議案第35号 南高野調理場ボイラー設備改修工事の請負契約の締結について

教育長 次に、議案第35号について、北部調理場長から説明をお願いします。

北部調理場長 南高野調理場ボイラー設備改修工事について、工事請負契約を締結するものであります。

1番、工事の名称は、南高野調理場ボイラー設備改修工事でございます。

2番、工事の場所は、日立市南高野町1丁目地内でございます。

3番、工事の概要は、ボイラー設備改修工事一式でございます。

4番、契約金額は、1億5,961万円でございます。

5 番、契約の相手方は、飯村・多賀工事特定建設工事共同企業体でございます。

6 番、完成の期限は、令和 9 年 9 月 1 7 日でございます。

7 番、契約の方法は一般競争入札でございます。

教 育 長 それでは
議案第 3 5 号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第 3 5 号については、原案可決と決しました。

4 そ の 他

(1) 第 6 9 回桐生市臨海子ども会及び第 5 4 回桐生市・日立市子ども会リーダー交歓研修会の実施結果について

教 育 長 続いて、その他に移ります。
その他(1)について、生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長 1 番、第 6 9 回桐生市臨海子ども会につきましては、1 泊 2 日の
2 団編成で、7 月 2 4 日金曜日から、2 6 日日曜日まで、河原子海
水浴場に、合計 3 1 9 人の桐生市の子どもたちや育成会会員等が滞
在し、日立市の海を満喫していただきました。

本市の対応でございますが、2 4 日金曜日の初日に、桐生市長、
桐生市議会議長をお迎えし、歓迎式典を開催しました。

また、7 月 2 5 日には、河原子学区コミュニティ推進協議会が実
施する一斉ラジオ体操に参加し、地域住民、河原子小学校の児童、
河原子中学校の生徒と一緒にラジオ体操を実施しました。

続きまして、2 番、第 5 4 回桐生市・日立市子ども会リーダー交
歓研修会につきましては、日立市子ども会育成連合会の主催事業で
ございます。

8 月 8 日土曜日から、8 月 9 日日曜日までの 1 泊 2 日で、本市か
らは、子ども会リーダー、中学生リーダー会員、日立ヤングリーダ
ーズクラブ及び日立市子ども会育成連合会役員など、合計 2 9 人が
参加いたしました。

交流内容としては、桐生市の伝統産業である藍染体験や、八木節
踊りの練習の後、桐生市八木節まつり子ども大会に参加いたしまし
た。

9 日につきましては、桐生市の子ども観光ガイドにより、桐生市
を案内していただきました。

(2) 日立市二十歳の祝いの実施について

教 育 長 次に、その他(2)について、生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長 1番、趣旨は、二十歳という人生の節目を祝うとともに、人生を切り拓いていく、青年たちを励ます機会とする記念式典を実施するもので、実施日は、令和9年1月10日の日曜日でございます。

3番、会場につきましては、日立市池の川さくらアリーナでございます。

4番、対象者でございますが、約1,600人を予定しております。

5番、実施方法としては、会場及び周辺道路の混雑緩和を図るため、前年度同様に2部制で実施するものでございます。

当日の参加見込者数は、約1,200人を予定しております。

6番、式典の実施体制につきましては、今年度に二十歳を迎える方で、出身校からの推薦や公募による29人で構成される、日立市二十歳の祝い実行委員会が、記念式典等の企画立案及び運営等を行うものでございます。

実施内容は、記念式典後に記念撮影を行う予定でございますが、当日のアトラクションなどの事業詳細につきましては、9月から開催される実行委員会にて企画検討を行いますので、内容が決まり次第、改めて御説明させていただきたいと思っております。

5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長 次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長 令和8年9月24日(木)午後1時30分から、日立市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

6 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、教育委員会8月定例会を終了いたします。

以 上

(1) 令和8年第3回市議会定例会について

1 会期

令和8年9月3日（木）から9月30日（水）まで【28日間】

2 主な質問及び答弁の概要

(1) 一般質問

赤津 光司 議員（日立市政クラブ）

○学習障害を含む学習上の困難を抱える児童生徒の把握と適切な支援について

【学習上の困難を抱える児童生徒の把握と支援について】

教育部長 学校では、通常の学級においても学習上の困難を抱える児童生徒が在席することを前提に、日常の授業や学校生活において、担任教員を中心に児童生徒の様子を丁寧に観察し、実態把握に努めている。

また、通常の学級に在籍しながら、学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、通級指導教室において特別な支援を行っている。

国や県は、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、各学校で適切な支援が確実に行われるよう市町村に求めている。

本市でも、特別支援教育コーディネーター会議や特別支援教育研修会等を通じて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、学習や生活上の困難を軽減するために必要な調整を行う合理的配慮について、保護者の理解を図りながら進めるよう、学校とともに取り組んでいる。

さらに、教育委員会の指導主事と日立特別支援学校のコーディネーターと一緒に各学校を訪問し、児童生徒を直接観察した上で、それぞれ指導・助言を行っている。

今後も、各学校が、一人一人の状況を確認し、必要に応じて支援方法を見直すなど、保護者と連携しながら、適切な対応が継続して行われるよう、支援体制の充実を図っていく。

【支援の質の向上について】

ア 教育的ニーズに応じた支援の在り方について

教育部長 本市では、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえ、より適切な支援の充実に向けた、必要な取組を進めている。

R T I モデルとは、通常の学級における指導を基盤にしながら、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、その状況に応じて段階的に支援を行う方法である。

R T I モデルについては、学習障害に対する支援方法の一つであり、国内における実践事例は現時点で限られていることから、国の動向や他の自治体の取組事例を注視しながら、取組手法や成果等、調査・研究を進めていく。

イ 教職員の専門性の向上について

教育部長 学習上の困難を抱える児童生徒を、適切な指導や必要な支援につなげるためには、教職員の専門性を高めることが重要である。

本市では、教職員の特別な配慮や支援に関する指導力を高めるため、外部の専門家を招き、最新の知見を学ぶ教職員研修事業を実施しており、今年度は漢字の読み書きの習得が困難な児童生徒への支援方法についての研修会を実施している。

また、学校は、特別支援教育コーディネーターを中心とした研修や、教育委員会の指導主事が学校からの要請を受けて特別支援に関する訪問を随時実施し、教職員の資質向上に努めている。

今後も、学習上の困難を抱える児童生徒の早期把握の方策や把握した内容を支援につなげるための研修の充実に努めていく。

ウ I C TやA Iを活用した支援について

教育部長 I C Tの活用は、児童生徒の学習上の困難を補い、学習への参加を支え

る手段の一つであると認識している。

現在、本市では、タブレット端末の学習支援ソフトを活用し、音声読み上げや入力方法の選択、ふりがな表示等、一人一人の学びを保障する取組を行っている。

また、A I を搭載したデジタルドリルを活用し、習熟度に応じた学習支援にも取り組んでいる。

A I については、今後の技術の進展により、教育への活用の可能性が広がる一方、利用に当たっては、適切な運用が重要になる。

今後も、I C T や A I 等が、一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援の充実につながるよう、研究に当たっていく。

【就学に向けた支援について】

教育部長 本市では、5歳児健診で子どもの特性や保護者の心配事を把握し、必要に応じて、こども発達相談センター等の関係機関につなげるとともに、保護者が子どもの成長や相談の経過等を記録する「子どもサポートファイル『のびのび』」を活用し、教育や福祉、医療、保健等の関係機関で必要な情報を共有する等、連携を図りながら、子どもに応じた支援を行っている。

今後も、保護者や幼児施設からの気づき、5歳児健診や発達相談、就学相談等を通して就学前の支援を行うとともに、就学後は様々な学習支援の充実を図りながら、切れ目のない支援につなげていく。

篠田 砂江子 議員（公明党）

○学校配備の冷蔵庫の活用について

【現状について】

教育部長 令和5年に、児童生徒の水筒に直接給水できる冷水器を配備したことで、ペットボトルの配布が終了し、ペットボトルの冷蔵も終了となった。

そのため、各校のペットボトルの冷蔵用に配備した冷蔵庫については、主に学校給食の冷蔵品を冷やす目的で活用している。

また、学校給食用の牛乳保冷庫が不調となった場合については、新しいものに更新せずに、この冷蔵庫を牛乳保冷庫として使用している。

今後、学校再編により閉校した学校の冷蔵庫についても、他校の牛乳保冷庫が故障した際等に、移設して活用していく。

【冷蔵庫を熱中症対策として活用することについて】

教育部長 近年、気候変動の影響により猛暑が常態化しており、児童生徒の安全と健康を守るため、学校における熱中症対策は重要な課題である。

文部科学省からは、学校における熱中症事故を防止するため、活動中やその前後における水分・塩分補給や休憩時間を確保すること、学校施設の空調設備を適切に活用することなど、熱中症予防のための具体的な対策の留意点が示されている。

また、熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒が自らの体調を把握し、暑さから身を守る行動をとることができるよう、学校において発達段階に応じた適切な指導をすることが求められている。

そのため、本市では、児童生徒の熱中症予防のため、教職員が暑さ指数をこまめに確認し、学校における積極的なエアコンの使用に努めるとともに、体育や部活動等において、水分補給や休憩時間の確保、気象条件に応じて活動中止や時間短縮などの対応を行っている。

さらに、登下校時の熱中症対策としては、学校ごとの判断で、日傘やネッククーラー等の使用を認めているほか、中学校では体操着による登下校も認めている。

既存の冷蔵庫をネッククーラーの冷却に活用することについては、現在、冷蔵庫を学校給食の冷蔵品の保管に使用していることから、使用したネッククーラーを保管することは衛生管理上の課題がある。

また、取り違いや紛失などが生じる可能性もあるため、ネッククーラーを冷やすために冷蔵庫を活用することは難しい状況である。

今後は、ネッククーラーを始めとする熱中症対策用品の効果的な活用方

法について、調査・研究を進めていく。

石川 香 議員（アクティブひたち）

○公設児童クラブの運営について

【質の高い運営のための職員の雇用体制】

教育部長 公設児童クラブは、サービスの質の向上や多様化する児童クラブへのニーズに柔軟に対応するため、民間のノウハウを活用して運営を行う民間事業者に委託している。

委託に当たっては、プロポーザルによる民間事業者の選定を実施しており、その中で職員配置や雇用方針、賃金条件について、最も安定した運営と質の高いサービスが提供できる事業者を選定している。

児童に対し継続して質の高い育成支援を提供していくため、受託事業者は、現場経験豊富なエリアマネージャーや統括責任者がすべてのクラブを巡回しながら、運営等の状況を把握し、支援員への実地指導や相談対応等を行っている。

また、受託事業者は、支援員の専門性を高めるため臨床心理士等のアドバイザーを派遣し、現場での研修や社内研修の実施など、キャリア形成を図る取り組みを進めている。

本市では、国、県などが実施するキャリア形成等の研修の情報提供を行っており、引き続き、受託事業者が質の高い運営ができるよう努めていく。

【支援を要する児童への対応に必要な人員体制】

教育部長 現在、特別な配慮や支援を必要とする児童の受入れが全国的に増加していることは認識しており、本市の公設児童クラブでは、人員配置が必要な場合には、追加配置により対応するよう契約している。

公設の各児童クラブにおける支援を要する児童の状況や支援員の人員配

置などについては、随時、受託事業者と情報を共有しながら、現場の課題や必要な支援について協議し、対応している。

受託事業者は、これまで追加の人員配置が必要となった場合でも、委託契約の範疇で対応できているため、国の実施している「障害児受入推進事業」を活用した事例はない。

今後も受託事業者から支援を要する児童の状況や必要な人員体制、現場の状況について情報を共有しながら、さらに追加配置が必要な場合は、補助金の活用も検討していく。

【大学生等との連携による児童の成長支援】

教育部長 子どもたちにとって、様々な世代の方や多様な経験を持つ人材と触れ合うことは、子どもたちが、自分とは異なる考え方や価値観、多様な生き方に直接触れ、視野や世界観を広げる貴重な機会になるものと考えている。

特に、大学生等との子どもたちと年齢の近い世代との関わりは、話しやすい相手となるだけでなく、コミュニケーション能力や社会性を育むとともに、将来への夢や憧れ、目標を持つきっかけになるものと捉えている。

現在、公設の児童クラブでは、市内の大学でアルバイトを募集し、通年の就労が8クラブで14名、長期休暇のみの就労が7クラブで8名就労している。

また、3クラブで10名の高校生ボランティアを受け入れている。

大学生や高校生をはじめとする多様な人材との交流は、子どもたちの成長を支えるものと認識している。

今後も、子どもたちと大学生・高校生が関わる機会の創出について、受託事業者と協議していく。

【児童の意見を反映した運営】

教育部長 これまでも公設児童クラブでは、よりよい運営をしていくために、年度

末に保護者を対象としたアンケートを実施してきた。

意見や要望は受託事業者と共有し、児童クラブ運営や環境改善に反映させてきた。

児童クラブを利用する子どもの意見を把握し、運営に反映していくことは、こども基本法の理念に基づき、子どもの権利を尊重することであり、事業の質の向上を図る上でも有効であると認識している。

小学生を対象としたアンケート等の意見聴取に当たっては、問いかけの趣旨が伝わりやすく、子どもが安心して思いを表現できるよう、設問や方法に繊細な工夫が必要となる。

そのため、発達段階に合わせた適切な意見把握や子どもたちの意見をどのように反映できるかなどの手法について、調査・研究に当たっていく。

【公設児童クラブの利用要件の緩和】

教育部長 本市では、公設児童クラブの入所の判定に際して、対象児童と同一住所に住む保護者等に年齢、就労、疾病等の保育が困難となる理由があることを要件としている。

現在、同一住所の祖父母の年齢要件は、75歳以上としているが、75歳未満でも放課後の時間に就労していたり、疾病等により保育が難しいなど、保育が困難な状況があることを要件として児童の預かりを認めている。

一方、保育園、認定こども園では、祖父母の年齢要件を65歳以上としているが、就学児を預かる公設児童クラブでは、児童が精神的にも一定の発達を遂げており、集団生活にも馴染んでいることから、同居する祖父母の年齢を保育園よりも高く設定している。

しかし、祖父母一人一人の身体状況や家庭の状況によって、保育が難しい事情がある場合には、年齢要件にかかわらず就労や疾病等の要件で児童の預かりを承認するなど、柔軟な対応をしている。

今後も、児童クラブに対するニーズを把握し、利用しやすい公設児童クラブの環境づくりに努めていく。

伊藤 智毅 議員（市民ネットワーク風）

○特別支援学校について

【整備計画の現状と課題及びロードマップ】

教育部長 日立特別支援学校校舎等改築事業は、令和6年11月に、校舎等の改築に向け、設計プロポーザルで選定された設計事務所と基本・実施設計業務委託契約を締結した。

その後、令和7年8月に教室の配置などの基本設計が完了しており、令和8年3月末に、この基本設計に基づく詳細な設計図の作成や事業費の積算などの実施設計も完了している。

実施設計の結果は、当初、校舎本体改築費として約38億円を想定していたところ、建築資材価格や人件費の高騰により、約50億円と大幅に上回る事が判明した。

このため、現在、関係各課との協議を進めながら、実施設計内容の精査や部材・仕様等の見直しを通じて、工事費の縮減が図れるよう取り組んでいる。

また、財源についても、文部科学省の学校施設環境改善交付金に加え、他省庁の関連制度についても広く情報収集を行い、より有利な財源の活用を視野に入れながら、事業費の積算を進めている。

その一方で、特別支援学校の児童生徒に配慮した工事の進め方も大きな課題である。

仮設校舎利用に伴う生活環境・学習環境の変化への対応、工事の騒音・振動に過敏な児童生徒の心理的負担の軽減など、特別支援学校の児童生徒の特性に応じたきめ細やかな配慮が必要であるため、現在、多角的に対応策を比

較検討している。

また、工事期間については、準備工事、仮設校舎建設工事、解体工事、本体工事で約4か年を要する見込みであり、教育活動を継続しながら工事を進めるため、工事の順序や適切な工事スペースの確保など、安全性と効率性の両面から工期の最適化を検討している。

これらの検討結果を踏まえ、事業の早期実現に向けた工事着手時期等を整理し、引き続き取り組んでいく。

【県への移管に向けての経緯とソフト、ハードの方向性】

教育部長 日立特別支援学校は、昭和43年4月に日立養護学校として開校し、昭和54年の学校教育法の改正により、都道府県に特別支援学校の設置義務が課された後も、県内唯一の市立特別支援学校として運営を続けてきた。

学校設置から58年が経過し、施設の老朽化に加え、知的障害と身体的な障害を併せ持つ児童生徒への専門的な対応ができる教職員の確保などの課題が生じている。

本市では、施設の老朽化対策を進めるとともに、特別支援教育の更なる充実を目指し、県立特別支援学校への将来的な移管を見据え、平成27年から県に対して移管を要望している。

県は、県内全体の特別支援学校教員の質的な向上を図る観点から、県立校の教員向け研修に日立特別支援学校教員も受け入れるなど、教員の指導力向上のための支援がなされている。

さらに、県立特別支援学校からの教職員の異動が拡大されるとともに、令和6年度からは、県立特別支援学校教員選考試験の新規合格者を日立特別支援学校にも配置できるよう制度改正がなされ、複数の新規採用者が配属されている。

また、令和4年度に、今後の日立特別支援学校整備の指針となる整備基本

計画を策定するに当たっては、県教育委員会の担当課長をアドバイザーに迎えており、その意見を踏まえ、県立特別支援学校と同水準の施設となるよう整備を進めている。

今後も、障害の程度や個々の児童生徒のニーズに応じたより良い教育環境を継続的に提供することができるよう、教員の専門性向上と施設整備を着実に進めるとともに、県とのより緊密な情報の共有を図り、引き続き、日立特別支援学校の県への移管の実現に向け、協議を続けていく。

○部活動の地域展開について

【現在の推進状況における課題認識と抜本的な対策】

教育部長 本市における部活動の地域展開は、スポーツ分野と文化分野に分けて推進している。

スポーツ分野の実務は、日立市スポーツ協会に委託をし、コーディネーターを配置して、中学生、保護者のニーズの把握や、それに伴うスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどの活動先との調整などを行っている。

また、文化分野の実務は、日立市民科学文化財団に委託をし、コーディネーターを配置し、主に吹奏楽の地域展開の環境整備を行っている。

８月２９日に吹奏楽の地域展開のモデルケースとして、新たに「日立さくらWINDS」を創設した。

現在、スポーツ分野では、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、その他任意の地域クラブなど６１団体に延べ６９７人、文化分野では、文化少年団、職業探検少年団など３４団体に延べ２２４人、合わせて延べ９２１人の中学生が活動している。

そのような中、スポーツ分野、文化分野とも、指導者の安定的・継続的な確保や配置をはじめ、活動場所の確保、活動用具の維持管理など、持続可能な活動環境の整備が課題と捉えている。

本市の部活動地域展開は、現在、事業の普及浸透を進めている段階であり、中学生が希望する種目、取組の特性、活動形態等を参考に活動先を選択できるよう、丁寧な周知・広報に努めていきたいと考える。

さらに、今後は自治体が適正な運営ができると認めた、認定地域クラブ等の質と量の更なる充実を目指すとともに、コーディネーターが補助金申請に関する相談に応じ、取りまとめを行うなど、各地域クラブの実情に応じたきめ細かな支援体制をより一層充実させるよう努めていく。

本市としても、引き続き日立市スポーツ協会や日立市民科学文化財団等の関係団体との密な連携を図りつつ、他自治体の事例等も調査、研究しながら、日立らしい部活動の地域展開に向けて、地域クラブの実情に寄り添った伴走型の支援を推進していく。

今後も、中学生が地域の中で自らの可能性を広げ、将来にわたってスポーツや文化の活動に親しめる環境づくりに努めていく。

下山田 幹子 議員（公明党）

○災害時に避難所となる小中学校体育館へのエアコン整備について

【小中学校体育館へのエアコン整備状況について】

教育部長 現在、屋内運動場に空調設備が整備されているのは、改築に合わせて設置した、久慈小学校と十王中学校の2校である。

今年度は、市内の避難所となる空調整備のある屋内運動場の地域バランスを考慮し、新たに大久保小学校と日高中学校の2校に空調設備を設置する。

設置する空調方式については、久慈小学校及び十王中学校と同様に、避難所としての機能向上を図る観点から、停電時でも運転が可能なガス式空調設備、いわゆるGHPを導入することとしている。

なお、屋内運動場への空調設備が未整備の学校については、空調設備の整備が完了するまでの当面の暑さ対策として、本年５月にスポットクーラーの増設など必要な対策を講じている。

【小中学校体育館への具体的なエアコン整備計画策定について】

教育部長 現在、本年度の取組として、空調設備が未整備となっている小学校１７校を対象に、空調設備の設置に必要となる受変電設備の容量等について調査を進めている。

この調査結果に加え、他の自治体の整備事例も参考にしながら、電気式空調設備とガス式空調設備それぞれについて、整備に要する総事業費、ランニングコスト、工期などを比較・検証するとともに、地域バランスなども総合的に勘案し、各学校の状況に応じた整備方式を選定した上で計画を策定していく。

なお、すべての学校の屋内運動場における空調設備の整備が完了するまでの間は、避難所として利用する場合、エアコンが整備されている教室等を避難スペースとして活用するとともに、屋内運動場にスポットクーラー等を増設するなど、避難者の暑さ対策にも配慮した柔軟な対応をしていく。

整備を進めるに当たっては、国・県の補助制度や財政支援の動向を注視し、活用可能な特定財源の確保を図りつつ、避難所としての機能を充実させるとともに、児童生徒の学習環境の改善を図れるよう努めていく。

○伝統芸能である日立風流物を持続的に継承していくための取組について

【次世代の担い手を育てる取組について】

教育部長 日立風流物は３００年以上の歴史を有し、国の重要有形・無形民俗文化財に指定され、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている本市を代表する貴重な文化財である。

しかしながら、保存会の高齢化や後継者不足が進行しており、未来へと守り継いでいくためには、新たな担い手の確保と育成が課題となっている。

こうした課題に対し、本市では、これまでも支援を進めてきた。

具体的には、次世代を担う子どもたちが文化芸術活動に触れ、体験できる

機会を提供するため、風流物の地元である仲町小学校・宮田小学校・駒王中学校や郷土の歴史・文化を学ぶ日立ふるさと文化少年団において、風流物の人形操作体験などを実施している。

また、毎年4月に開催される日立さくらまつりや本年5月に行われた7年に一度の神峰神社大祭礼では、保存会が市内の大学生や高校生に協力を呼びかけ、若い力が山車の曳き回し等に参加し、大いに活気を呈した。

そのほかにも、保存会が地元の大学へ赴き、学生たちへ直接、日立風流物について説明し、伝統文化への理解を深めてもらう活動も行っている。

さらに、保存会が市報などで風流物に関わりたいという方を募集したところ、応募された女性が風流物の鳴物に加わり、活躍しているなど、新たな担い手の確保につながった事例もある。

今後も、保存会との連携を深めながら、市報や市公式SNS、ウェブサイトなど多様な広報媒体を活用して、保存会の活動に関する積極的な情報発信を行うなど、伝統文化の魅力や継承の重要性を広く周知することで、子どもや若者も含め、多くの市民が日立風流物に関わる機会を創出し、次世代の担い手育成に繋がる取組を支援していく。

【活動資金の確保について】

教育部長 現在、保存会の活動に係る様々な費用については、市・県補助金、寄付金等で賄われている。

今後も安定した活動資金を確保していくことは、日立風流物の維持・継承のために重要な要素である。

クラウドファンディングや、日立風流物に関連する記念品等の制作・販売は、活動資金を確保するための有効な手段となりうるものとする。

他地域の伝統的な山・鉦・屋台行事では、保存会がクラウドファンディングに取り組んでいる事例もある。

今後は、活動資金を確保するための調査研究を進めるとともに、記念品の制作、販売場所等、関係団体との連携について、検討を進めていく。

【民俗学の専門的知見を活かした行政の支援体制について】

教育部長 現在、郷土博物館には民俗担当の研究員を配置し、保存会との調整役を担

い、日立風流物についても保存・活用及び継承に対する支援を行っている。

これまでも民俗担当研究員が保存会会員と全国山・鉾・屋台保存連合会等の研修会に参加し、他の伝統芸能団体や自治体の文化財担当者と情報交換を行っている。

また、日立風流物収蔵施設の建設の際など、より専門的な知見が必要な場面では、民俗担当の研究員が調整役となり、日立市文化財保護審議会委員など、有識者からの助言を受けながら、将来にわたる日立風流物の保存・活用及び継承に取り組んでいる。

さらに、茨城県立歴史館が日立風流物の公開を撮影し、調査研究を進めていることから、県立歴史館の民俗担当学芸員と連携していくなど、専門的知見を高められる機会を設け、資質向上を図っている。

引き続き、日立風流物を民俗学の視点で捉えることはもとより、持続的に保存・活用及び継承されていく支援体制となるよう努めていく。

堀江 紀和 議員（民主クラブ）

○持続可能な水泳授業の実現に向けた学校プールの在り方について

【学校プールにおける暑熱対策について】

教育部長 近年、記録的な猛暑が続いており、本市でも、熱中症のリスクが高まる中で、気温や水温、暑さ指数などを踏まえた児童生徒の健康状態への配慮から、水泳授業の実施が困難となったり、その機会が減少したりする状況にある。

このような状況で、学校プールにおける暑熱対策は、熱中症から児童生徒を守るための安全対策として、喫緊の課題である。

このため、水泳授業中にも水分補給をするなどの熱中症対策に加え、施設面からの暑熱対策を講じることも重要であると捉えている。

豊島区をはじめ複数の自治体では、サンシェードなどで屋外プールを覆い、直射日光を遮ることで、暑熱による身体的な負担の軽減や、水温の上

昇抑制につなげている事例がある。

このような取組は、児童生徒の安全確保に加え、猛暑による水泳授業への影響を抑え、有効な対策の一つであると考えている。

本市としても、その効果や運用状況、設置・維持管理に要する費用などを調査するとともに、各学校のプールサイドの形状や周辺環境等も踏まえながら、サンシェードをはじめとした効果的な暑熱対策について検討していく。

【学校プールの将来的な在り方について】

教育部長 文部科学省の学習指導要領は、児童生徒に対して水泳の事故防止に関する心得を必ず取り上げることとされている一方、適切なプールの確保が困難な場合には、実技指導を行わないこともできると示されている。

本市は、海や川が生活圏の近くにあるという地域特性も踏まえ、水泳授業を通じて、泳ぐ技能だけでなく、水の危険性を理解し、自らの命を守るための知識や技能を身につけることは、大変重要な教育活動であると捉えている。

その一方で、多くの学校プールは、昭和40年代から50年代前半に建設され、既に約50年が経過していることから、施設全体の老朽化が進んでいることが大きな課題となっている。

具体的には、水漏れやひび割れ、ポンプ設備など、大規模修繕を必要とするプールも増えている。

当面は、必要な修繕を行いながら既存プールの機能を維持するとともに、公共プール等の活用も図りながら、水泳授業の機会を確保していく。

なお、今後のプール施設の改修・更新については、児童生徒数の減少に伴う学校再編の進捗も踏まえ、学校ごとの老朽化の状況や利用状況、改修・更新に必要な費用を把握するとともに、他の自治体の取組についても調査していく。

その結果を踏まえ、施設の集約化や更新、公共プール等の活用など、様々

な選択肢を比較しながら、本市における学校プールの将来的な在り方について検討していく。

【公共プールや民間施設を活用した水泳授業について】

教育部長 本市では、以前、水泳授業における民間スイミングスクールの活用について検討を行ったが、受入人数に制限があり、一般利用客との調整などの課題も多く、約一万人に及ぶ市内全児童生徒の利用は難しいと判断した経緯がある。

そのため、本市では、老朽化などによってプールの維持管理が困難になった学校から順次、近隣の公共プールを活用することとし、「かみね市民プール」、「久慈サンピア日立」及び「十王市民プール」にバスや徒歩で移動して行う授業への移行を進めている。

現在、８校が公共プールを利用して授業を実施している。

特に「かみね市民プール」は、温水プールであるため、当日の天候や気温の変化による影響をほとんど受けないという利点がある。

そのため、夏季の限られた期間だけでなく、冬季を含めて通年で利用できるため、弾力的な指導計画を作成することが可能であり、秋や冬に水泳授業を実施している学校もある。

また、教職員の負担軽減の視点からも、公共プールを利用することで、学校プールの水質維持のための薬品や、ろ過機の管理などの業務が軽減されている現状がある。

一方、公共プールを活用している学校では、移動に多くの時間を費やすことや、移動時の熱中症対策及び安全確保にも留意しなければならないといった課題がある。

これらの課題への対応を図りながら、学校プールの維持管理が困難となった場合には、引き続き、公共プールを活用した授業へと移行していきたいと考えている。

水泳授業の民間施設の活用や学校へのインストラクターの派遣については、調査を進めるとともに日立市水泳協会などの関係機関に協力を仰ぐなどの方策を検討していく。

今後も、児童生徒がよりよい環境の中で水泳授業を行えるよう努めていく。

3 教育福祉委員会

<議案>

- (1) 議案第40号 令和8年度日立市一般会計補正予算（第2号）中

第1条第2項の「第1表 歳入歳出予算補正」のうち

歳出 第2款 総務費の所管部分

第3款 民生費の所管部分

第10款 教育費

- (2) 議案第50号 南高野調理場ボイラー設備改修工事の請負契約の締結について

<報告>

- (1) 報告第15号 令和7年度日立市一般会計継続費精算についての所管部分
(2) 報告第16号 令和7年度日立市基金運用状況について

以 上

(2) 令和9年度日立市立認定こども園（1号認定）の園児募集について

1 日立市立幼稚園・認定こども園（1号認定）在園児数及び募集人数

園 名	在園児数(R 8. 9. 1 現在)			募集人数	
	4 歳児	5 歳児	計	4 歳児	5 歳児
楡 形 幼	1 0	4	1 4	※	※
大 沼 幼	0	5	5	※	※
みやた（認）	5	8	1 3	1 5	若干名
はなやま（認）	8	7	1 5	1 5	若干名

※ 大沼幼稚園は令和8年度末に、楡形幼稚園は令和9年度末に閉園となるため、令和9年度の募集は行わない。

2 入園資格

日立市内に居住する4、5歳児（令和9年3月31日までに住民となる幼児を含む。）

- (1) 4歳児 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた幼児
- (2) 5歳児 令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた幼児

3 募集方法

- (1) 入園願書

申込みに必要な願書等は、10月1日（木）から市立認定こども園で配布する。

- (2) 願書受付

ア 受付期日 11月4日（水）及び11月5日（木）

イ 受付場所 入園を希望する市立認定こども園

- (3) 募集案内

令和8年10月号市報及び市ホームページに掲載する。

4 月額保育料

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は無料。

5 参考（教育・保育を利用するための認定区分）

1号認定： 幼稚園や認定こども園の教育を利用（満3～5歳児）

2号認定： 保育所や認定こども園等の保育を利用（満3～5歳児）

3号認定： 保育所や認定こども園等の保育を利用（0～2歳児）

以 上

特別展示

神さまと 仏さま 土偶さま

日立の信仰
と
祈り

原始古代から現代まで



爪書不動霊験図 1953年(昭和28) 当館蔵

2026年9月26日[土]—11月8日[日]

開館時間：9時30分—16時30分 [入館は16時まで]

休館日：月曜日(10月12日[月・祝]は開館し、翌日休館)

観覧無料

かみね公園入口

日立市郷土博物館

〒317-0055 茨城県日立市宮田町5-2-22

TEL.0294-23-3231 FAX.0294-23-3230

神さま 仏さま 土偶さま 土偶さま

日立の信仰
と
祈り

原始古代から現代まで

私たちは何を祈り、つないできたのか。

「何か信仰を持っていますか？」という問いに、日本人の多くが「信仰はない」と答えるといいます。しかしその一方で、私たちの暮らしのなかには、日々の生活から人生の節目まで、数多くの「祈り」が息づいています。目に見えない祈りの根底には、形を変えながら受け継がれてきた「信仰」の姿が確かに存在しているのではないのでしょうか。

今も昔も、私たちの日常は安全や健康、豊かな暮らしへの祈りに満ちています。現代の私たちが空気のように無意識に受け入れているその信仰は、かつて先人たちが切実に生きてきた証でもあります。

地域の信仰は、単なる人々の心の拠り所にとどまりません。時には時代ごとの様々な様相と結びつき、時には形を変えながら継承されてきました。そのような人々の「信仰」と「祈り」という底流に光をあてることで、地域の歴史はより深く、立体的に見えてきます。

本展では当館の所蔵資料を中心に、日立市域に遺された信仰と祈りの足跡をたどります。



土偶(大近平遺跡出土)
縄文時代



膳神社棟札
1513年(永正10)



万祝「秋鯛釣一番」
1936年(昭和11)



溪斎英泉《えびす・大黒》
江戸時代後期



清原雪信《岩上観音像》
江戸時代前期

■関連催事(ギャラリートーク)

各分野の担当者が展示資料を解説します。

【開催日】10月12日[月・祝]、10月25日[日] 【時間】両日とも午後2時から(申込不要)

かみね公園入口

日立市郷土博物館

〒317-0055 茨城県日立市宮田町5-2-22
TEL.0294-23-3231 FAX.0294-23-3230

【交通】

- ◆JR常磐線日立駅中央口よりバス乗車、「神峰公園口」下車、徒歩1分
- ◆常磐自動車道日立中央インターから10分
博物館脇に駐車場がございますが、満車の場合はかみね公園駐車場をご利用下さい。

